

### 今回のテーマ：中小企業経営強化税制

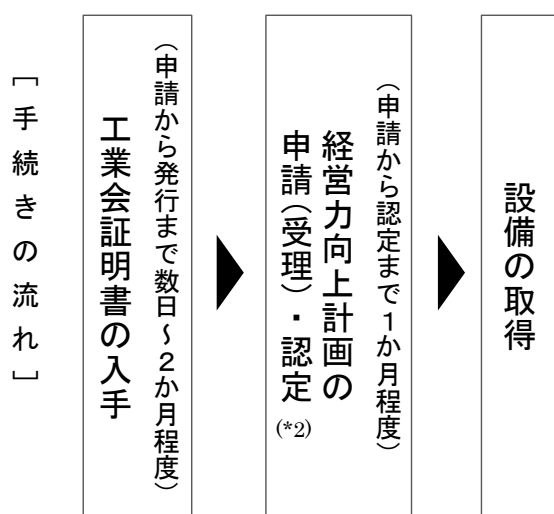
平成 29 年 4 月 1 日より「中小企業経営強化税制<sup>(\*)</sup>」が始まりました。

この制度の適用を受けるためには、原則、設備を取得するまでにすべての手続きを終えておく必要があります。また、その手続きには時間を要しますので、予め設備取得までのスケジュールを立て、主務官庁の認定が間に合うよう計画的に行動することが重要です。

設備の取得をお考えの場合は、この制度の適用が可能か否かを含め、お早めに弊所担当者にご相談ください。

(\*) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、一定の設備を取得等して指定事業の用に供した場合に、その設備について即時償却又は税額控除のいずれかを選択適用できる制度。対象設備は、大きく分けて「生産性向上設備 (A 類型)」と「収益力強化設備 (B 類型)」の 2 種類があります。

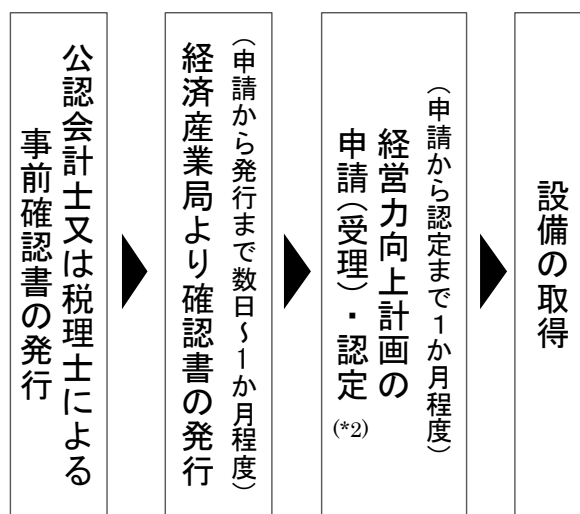
#### [生産性向上設備 (A 類型)]



「対象設備」

- 一定の
- ・ 機械装置 (単価 160 万円以上、10 年以内モデル)
  - ・ 測定・検査工具 (同 30 万円以上、5 年以内モデル)
  - ・ 器具備品 ( " "、6 年以内モデル)
  - ・ 建物附属設備 (同 60 万円以上、14 年以内モデル)
  - ・ ソフトウェア (同 70 万円以上、5 年以内モデル)

#### [収益力強化設備 (B 類型)]



- 一定の
- ・ 機械装置 (単価 160 万円以上)
  - ・ 工 具 ( 同 30 万円以上)
  - ・ 器具備品 ( " " )
  - ・ 建物附属設備 (同 60 万円以上)
  - ・ ソフトウェア (同 70 万円以上)

(\*)2 設備取得が計画の申請より先行してしまった場合、例外として取得日から 60 日以内に経営力向上計画が受理されれば、計画の認定を受けることができます。